

【廃棄物処理法律施行令の改正について】

平成 28 年 6 月 20 日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」並びに関連する省令の一部が改正、公布されました。内容については以下の通りです。

なお、本改正については、平成 28 年 9 月 15 日から施行されます。

1. 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の一部改正により、トリクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物の判定基準が以下のとおり変更されました。

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」

金属等の名称		鉍さい 燃え殻 ばいじん	汚泥 政令第 13 号廃棄物 (廃酸又は廃アルカリ以外)	廃酸 廃アルカリ
		溶出試験 (mg/L)	溶出試験 (mg/L)	含有量試験 (mg/L)
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.05 以下
2	カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.09 以下	0.3 以下
3	鉛又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	1 以下
4	有機燐化合物	—	1 以下	1 以下
5	六価クロム化合物	1.5 以下	1.5 以下	5 以下
6	砒素又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	1 以下
7	シアン化合物	—	1 以下	1 以下
8	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003 以下	0.03 以下
9	<u>トリクロロエチレン</u>	—	<u>0.1 以下</u>	<u>1 以下</u>
10	テトラクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下
11	ジクロロメタン	—	0.2 以下	2 以下
12	四塩化炭素	—	0.02 以下	0.2 以下
13	1, 2-ジクロロエタン	—	0.04 以下	0.4 以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	—	1 以下	10 以下
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	0.4 以下	4 以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	3 以下	30 以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.06 以下	0.6 以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	—	0.02 以下	0.2 以下
19	チウラム	—	0.06 以下	0.6 以下
20	シマジン	—	0.03 以下	0.3 以下
21	チオベンカルブ	—	0.2 以下	2 以下

22	ベンゼン	—	0.1 以下	1 以下
23	セレン又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	1 以下
24	1, 4-ジオキサン	0.5 以下※	0.5 以下	5 以下

※ばいじんに限る

金属等の名称		燃え殻、ばいじん、汚泥 鉱さい、政令第13号廃棄物 (廃酸又は廃アルカリ以外)	廃酸 廃アルカリ
		溶出試験	含有量試験
25	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下	100pg-TEQ/L 以下

2. 埋立基準について

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の一部改正に伴い、管理型最終処分場に埋立処分を行うことができるトリクロロエチレンを含む廃棄物の基準が以下のとおり変更されました。

廃棄物の種類	基準
汚泥、指定下水汚泥及びこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの	0.1mg/L 以下

3. 埋立場の水質基準について

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の一部改正により、埋立場の水質基準（放流水基準、浸透水基準、地下水基準）が以下のとおり変更されました。

検査項目	単位	一般廃棄物、管理型埋立場 放流水基準	安定型埋立場浸透水基準 地下水基準
pH	—	5.8 以上 8.6 以下	—
SS	mg/L	60 以下	—
COD	mg/L	90 以下	40 以下※
BOD	mg/L	60 以下	20 以下※
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	30 以下	—
カドミウム	mg/L	0.03 以下	0.003 以下
シアン	mg/L	1 以下	不検出
有機リン	mg/L	1 以下	—
鉛	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
6価クロム	mg/L	0.5 以下	0.05 以下
ひ素	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
総水銀	mg/L	0.005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出

ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	不検出
<u>トリクロロエチレン</u>	<u>mg/L</u>	<u>0.1 以下</u>	<u>0.01 以下</u>
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	—
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.006 以下
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 以下
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下 (暫定 10 以下)	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
セレン	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
フェノール	mg/L	5 以下	—
銅	mg/L	3 以下	—
亜鉛	mg/L	2 以下	—
鉄	mg/L	10 以下	—
マンガン	mg/L	10 以下	—
総クロム	mg/L	2 以下	—
ホウ素	mg/L	50 以下	—
フッ素	mg/L	15 以下	—
アンモニア等	mg/L	200 以下	—

※安定型埋立場の浸透水基準値

アンモニア等：アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

1, 4-ジオキサンは、既存施設（許可施設及び許可申請中の施設を含む）について暫定基準を適用

4. 注意事項

特別管理産業廃棄物処理業の新規許可申請及び変更許可申請が必要となる許可業者につきましては、早めにご相談ください。

処理委託する品目が変更される事業者は、委託契約書を見直し、必要に応じて委託契約書を変更してください。

新たに特別管理産業廃棄物を排出することとなる事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、金沢市に報告してください。

5. その他

改正内容の詳細については、環境省ホームページをご覧ください。ほか、金沢市環境局環境指導課までお問い合わせください。

○環境省ホームページ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について（お知らせ）」

<http://www.env.go.jp/press/102658.html>

○金沢市環境局環境指導課 審査係

Tel : 076-220-2521

Mail : kanshi@city.kanazawa.lg.jp